

住宅防音工事助成対象の拡大及び助成内容の拡充に関する意見書

北谷町民は、米軍嘉手納基地の航空機のエンジン調整音、離着陸及び市街地上空での旋回飛行などによる激しい騒音によって、日常的に生活や心身の健康、子どもの教育などに著しい被害を被っています。

このような中で、国は地域住民に対する爆音被害の緩和策として「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づいて住宅防音工事助成を行っています。本町においては昭和53年以降、3度にわたり各地域ごとに対象区域の指定を行い、すでに延べ7,963件の住宅防音工事が実施されています。

しかしこれは、前記区域指定告示日までに現存していた住宅のみを対象にしたものであり、指定地域内であっても、告示後新築された住宅には適用されていません。また、基地返還跡地あるいは埋立により新たに造成された住宅地域には、W値7.5以上の爆音被害を同じように被りながら、区域指定がなされていないため助成措置が行われていません。

本町は、極東最大の嘉手納基地を抱え、狭い町域の約56%も米軍基地が占めている中で、爆音被害を承知しながらも、基地返還跡地等に新たに住宅地域を造成せざるを得ないという厳しい状況に置かれています。法の趣旨・目的に鑑みれば、基地返還跡地等の場合も助成対象に加えることは当然のことと思います。

また、すでに実施した住宅防音工事の大半は施行後10数年余が経過し、アルミサッシの損壊、空調設備の腐食や故障など、防音効果が著しく低下しているものがあります。

さらに、電気料などの維持費も大きな負担となっています。運輸省所管の新東京国際空港周辺の成田市などでは、空調施設維持管理補助金を交付するなど、施策の拡充が図られています。

よって、北谷町議会は、国において住宅防音工事助成事業の一層の拡充を図るよう、次の事項について強く要請します。

記

1. 基地返還跡地あるいは埋立により新たに造成される未指定居住地域も指定をして、助成対象を拡大すること。
 2. 指定された区域内では、告示の前後を問わず一律に住宅防音工事助成を実施することとし、W値による制限をしないこと。
 3. 耐用年数が過ぎた空調設備の取替工事を促進し、維持費については全額国庫から支出すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年9月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

大蔵大臣

防衛庁長官

防衛施設庁長官

那覇防衛施設局長